

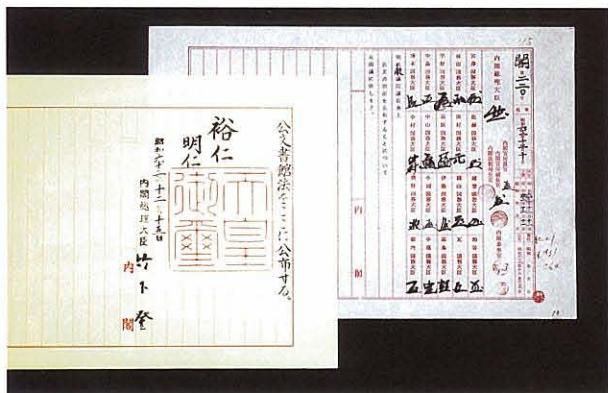
1 公文書等移管の法的根拠とその意義

—なぜ国立公文書館に、保存期間が満了した公文書等を移管するのでしょうか—

公文書等は国民が共有すべき遺産

国の機関が作成し、又は取得した公文書等は、組織の活動の記録であるだけでなく、国民にとっても貴重な記録であり、我が国の歴史を後世に伝えるとともに、将来の国民への説明責任を果たすための資料として不可欠なものです。これらを体系的に保存することは、国の責務といえます。

後世に残すべき価値のある歴史的に重要な公文書等を保存するとともに、国民の利用に供することは、我が国における重要な課題であり、国立公文書館がその責務を担っています。



内閣総理大臣は、前項の協議による定め（注：閣議決定等）に基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

国立公文書館法第15条第2項

保存期間が満了した行政文書については、国立公文書館法第15条第2項の規定により内閣総理大臣に移管することとする。

行政情報公開法施行令第16条第1項第8号

内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

国立公文書館法第15条第4項

国立公文書館に行政文書を移管する目的は、

歴史資料として重要な公文書等を保存することにより、各省庁が行ってきた政策等の記録を後世に残し、将来の国民への説明責任を果たすことです。こうした記録は、各省庁が新たな政策等を検討する上において貴重な資料となるものです。

移管元機関にとっては、①行政利用が可能であるとともに、②書庫スペースや労力などの行政コストが削減でき、行政効率化に資すると考えられます。なお、移管された文書は、くん蒸の上、定温・定湿、消火設備のある専用施設で永年保存されます。